

# 『受講証明書(表面)の写し』 『官公署発行顔写真付き本人確認証の写し』 『振込控(利用明細等)の写し』貼付用紙

## 『官公署発行顔写真付き本人確認証』とは

氏名、生年月日及び住所を確認できる書類(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)で、顔写真付きのもので、官公署が発行したものです。

例えば、次の(1)～(5)の書類(注)が本人確認証となります。

- (1) 自動車運転免許証の写し(表裏)
- (2) マイナンバーカード(個人番号が記載されていない面)
- (3) 労働安全衛生法関係各種免許証の写し(表裏)
- (4) 小型船舶運転免許証
- (5) 在留カード

(注) 住所の記載がない書類の場合は、他に本人の氏名と住所が記載された郵便物等のコピーが必要です。(3)の「労働安全衛生法関係各種免許証の写し」で住所変更した場合も同様です。

(注) 技能講習修了証は本人確認証にはなりません。

振込控とは、利用明細証やネットバンキング支払明細等の振込日、振込名、振込先、金額が分かるものです。

※講習内容 講習日程、講習場所、締切状況等については、ホームページの該当ページをご覧ください。

FAX 03-5425-0025